

「国家戦略特区」の基本的考え方と当面の進め方について

平成25年5月24日
国家戦略特区ワーキンググループ

基本的な考え方

- 国家戦略特区は、“世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる”ことを目指し、我が国経済に特に大きな効果があると認められる、地域の先導的な取組に対し、国が主体的にコミットをして、総理主導の下、大胆な規制改革等を実現するための突破口となるものとする。
- 国家戦略特区は、以下の原則に則って推進する。
 - ・ 国・地方・民間が目的を共有し、トップ自らの参画の下、それぞれが対峙するのではなく、「三者一体」となって取り組む。
 - ・ 国家戦略特区における取組の効果を、当該地域にとどめず、我が国全体の経済活性化につなげる。
 - ・ スピード感をもって取り組む。
- なお、国家戦略特区は、大都市のみならず、広く、地域の個性を活かした農業等に係る地域振興策などについても、着実に検討を進める。

当面の進め方

- スピード感をもって取り組む必要があることから、当面、重点的に対応すべきテーマ（例えば、国際的なビジネス環境を備えたまちづくり、イノベーションによる経済の活性化など）に沿って、関係する事業の推進に必要な具体的規制改革事項（別紙参照）を、「産業競争力会議・民間議員ペーパーにおける例示」も参考に、WGの座長及び委員が決定し、早期に実現の目途をつける。
- このため、関係省庁と直接意見交換等を行うための「集中ヒアリング」の実施を、WGとして今週中にも決定し、直ちに実行に移したい。なお、「集中ヒアリング」は、大臣をはじめ委員等関係者全員の出席を必須とせず、機動性・頻度を重視して開催する。
- また、対象となる地域の選定基準や区域の設定のあり方を含む制度設計全般については、上記の議論と並行して検討を行う。

早速、「集中ヒアリング」で取り上げる具体的な規制改革事項（案）

- 外国人への医療サービス提供の充実（外国人医師の国内医療解禁、病床規制の見直し等）
- 有期労働契約期間（5年）の延長（契約型正規雇用制度の創設等）
- 都心居住促進のための容積率・用途等集団規制の見直し
- 羽田空港国際化のための羽田・成田離着陸割当ての柔軟化（羽田への国際線割当てと成田への国内線割当ての交換促進）
- 有料道路運営の民間への開放（コンセッション方式の導入）
- 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の解禁）
- 海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等の見直し（国内校との競争条件の同一化）
- 農地流動化のための農業委員会の関与廃止等
- 先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大（評価実施体制の柔軟化等）